

治 癒 証 明 書 (市原市保育所 (園) 版)

森の幼稚園

氏名 _____

下記の疾患で療養のところ、現在軽快し感染のおそれはないとおもわれますので、
登所 (園) してよいことを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から 療養開始

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から 登舎 (園) 可

| 該当疾患 に○ | 疾 患 名 | 出席停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する |
|------------|------------------|--|
| | インフルエンザ A・B | 発熱後 5 日および解熱後 3 日を経過するまで。 |
| | 百日咳 | 特有な咳が消失するまで。又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 |
| | 麻疹 (はしか) | 解熱後 3 日を経過するまで。 |
| | 流行性耳下腺炎 (おたふく) | 耳下腺炎、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。 |
| | 風疹 (三日はしか) | 発疹が消失するまで。 |
| | 水痘 (水ぼうそう) 帯状疱疹 | 全ての発疹が痂皮化するまで。 |
| | 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師によって感染のおそれがないと認められるまで。 |
| | 咽頭結膜熱 (プール熱) | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。 |
| | 腸管出血性大腸菌感染症 | 医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。 |
| | 流行性角結膜炎 (はやり目) | 医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。 |
| | 急性出血性結膜炎 | 医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。 |
| | ウイルス性肝炎 (A 型) | 肝機能が正常になるまで。 |
| | A 群溶連菌感染症 | 抗生剤内服開始後 24 時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで。 |
| | 感染性胃腸炎 (嘔、ノ、その他) | 嘔吐、下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで。 |
| | マイコプラズマ感染症 | 解熱し、激しい咳が治まるまで。 |
| | 伝染性紅斑 (りんご病) | 発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登所 (園) 可能。 |
| | ヘルパンギーナ | 全身状態の安定した者は登所 (園) 可能。 |
| | RS ウイルス感染症 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで。 |
| | 突発性発疹 | 解熱し機能が良く全身状態が良くなるまで。 |
| | 手足口病 | 全身状態の安定した者は登所 (園) 可能。 |
| | 伝染性膿痂疹 (とびひ) | 患部を覆えれば登所 (園) 可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで。 |
| | その他の伝染病 | |

※生活での注意事項

(_____)

証明日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医 師 名

印